

労働規制緩和が社会を壊す

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所教授）

「ブログ 五十嵐仁の転成仁語」―掲載2013年6月7日（金）～8日（土）
〔以下の論攷は、『ひろばユニオン』2013年6月号、に掲載されたものです。〕

日本は「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざす。邪魔な法律や制度はなくしてしまえ――。これがアベノミクスの「成長戦略」だ。これまでの労働版規制緩和の流れをふり返りながら、その問題点をみる。

なぜいま「規制改革」なのか

またもや「規制改革」だそうです。小泉構造改革の規制緩和政策の再版です。それを「規制緩和」と言わないのは、「改革」は「緩和」だけではない、と言い訳するためでしょう。

「改革」は「緩和」だけではないというのは、その通りです。労働分野でのルールの変更は、「緩和」一辺倒では困るからです。不要・無用なルールであれば、それをなくすことも必要です。過剰な規制は緩和されなければなりません。

しかし、労働分野での問題は、ルールが厳しすぎることにあるのでしょうか。過剰な規制が、働く人びとや経営者を縛っているのでしょうか。

とんでもありません。今日の日本では、ルールがあっても守らない違法な会社が跋扈しています。これが「ブラック企業」と呼ばれている会社です。労働分野での規制は過剰なのではなく不十分なのであり、経営者は規制によって縛られているどころか、守るべき規制を無視し、労働分野での違法状態を生み出しています。

それなのに、なぜ今、再び規制改革がめざされているのでしょうか。それには、いくつかの背景や理由があるように思われます。

【論巧】労働規制緩和が社会を壊す

その一つは、安倍首相のめざす「世界で一番企業が活躍しやすい国」（施政方針演説）を作るためです。本来であれば、「世界で一番労働者が働きやすい国」を作ると言うべきだったでしょう。そのために雇用を安定させ、生活できる賃金を保障し、生命や健康を損なわない人間らしい労働（デーセントワーク）を実現すると……。

しかし、安倍首相がめざすのは、労働者ではなく企業が活躍しやすい国です。そのために邪魔になる法律や制度を改廃しようというわけです。

第2は、アベノミクスの「3本の矢」のひとつである「成長戦略」を起動させるためです。安倍首相は「デフレからの脱却」を掲げて、大胆な金融緩和と大規模な財政出動を開始しました。しかし、实体经济における成長が始まり、内需が高まって需給バランスのギャップが解消しなければ、景気は回復しません。企業による経済活動の活発化こそがカギを握っているというわけです。こうして、「成長戦略」を具体化するための規制改革が提起されることになります。

第3は、経済成長の機動力になれる新たなビジネス・チャンスを生み出すためです。規制を緩めることによって労働力を移動させ、それまで参入が認められていなかった新しい分野に新たな産業やビジネスを生み出そうというわけです。

しかし、民間企業への規制には、それなりの理由があります。今回は、そのような規制の緩和や解除が前提とされ、それを維持・存続させるためには、必要である理由を説明することが求められています。こうして、全面的な規制緩和がめざされることになります。

労働規制緩和 3つの流れ

これまでも労働の規制緩和が進められてきました。それは1980年代後半から始まり、労働者派遣事業の拡大、職業紹介事業の緩和、労働時間の弾力化という3つの大きな流れがあります。小泉元首相による構造改革もそうでした。

第1の労働者派遣事業の拡大は1985年の労働者派遣法の成立から始まります。96年の改正で派遣労働の対象業務は16業務から26業務に拡大され、99年の改正で製造業を除いて派遣対象業務の制限が撤廃されました。

2003年には、それまで禁止されていた製造業への派遣労働が解禁され、派遣期間も1年から3年に拡大されます。こうして徐々に派遣労働者の数が増え、アルバイトや臨時職員などを加えた様々な非正規労働者の増大が社会問題であると認識されるようになります。

第2の有料職業紹介事業の規制緩和は、97年の職業安定法施行規則改正から始まりました。このとき、有料職業紹介の対象職業が拡大され、99年の職業安定法改正によって原則自由化になります。

2002年には厚生労働省令が改正され、有料職業紹介の求職者からの手数料徴収が認めら

【論巧】労働規制緩和が社会を壊す

れるようになり、03年の職業安定法改正によって有料職業紹介の兼業規制も撤廃されます。こうして、民間の人材ビジネスは急速に拡大していききました。

第3の労働時間管理の弾力化の始まりは1987年でした。この年の労働基準法改正によって裁量労働制（専門5業務）が新設されてみなし労働時間が適用され、1週間、1ヵ月、3ヵ月単位での変形労働時間制やフレックスタイム制も導入されました。

1993年の労働基準法改正で1年単位の変形労働時間制が導入され、97年の改正で深夜・時間外・休日労働における女性保護規定が撤廃されます。また、裁量労働制の対象業務が5業務から11業務に拡大されました。その後も労働基準法は改正され、98年の企画業務型裁量労働制の新設、03年の導入要件の緩和などが続きます。

うごめく財界人

このような規制緩和の大きな流れは、今回の「規制改革」でも変わっていません。経済財政諮問会議の第2回会議に提出された「経済財政諮問会議の今後の検討課題（有識者議員提出資料）」は、「具体的検討事項」として「人材の活用及び人的投資の拡大・育成（特に若者や女性）、ライフサイクルを踏まえた雇用、柔軟性のある労働市場」を提起しました。具体的には、以下のような内容です。

第1に、雇用維持型から労働移動支援型への政策目的の転換です。これについては、「整理解雇を一定の条件にて行うことを可能とする」こと、「有期雇用規制をとりやめる」こと、「正社員終身雇用偏重の雇用政策から多様で柔軟な雇用政策への転換」、「地域や職務を限定した正社員や専門職型の派遣労働者など、『ジョブ型のスキル労働者』を創出すること」などが提案されました。

労働力が「過剰」となっている建設産業や電機産業などからITビジネスやコンビニなどの流通産業、医療・福祉産業などへの労働力移動を円滑にしようというわけです。これとの関連では、規制改革会議の大田弘子議長代理がパナソニックの社外取締役であること、産業競争力会議に楽天の三木谷浩史会長兼社長やローソンの新浪剛史社長が加わっていることなどが注目されます。

第2に、人材供給ビジネスのチャンス拡大です。これについては「ハローワーク全体の事業効率を検証するとともに、民間のノウハウ」の「最大限活用」や「求職者支援制度や雇用保険事業などの内容」の「再検証」などが提起されています。外部労働市場の成熟によって、公的職業紹介以外の人材供給業の拡大を図ろうというわけです。

小泉構造改革によって急成長した企業に人材派遣業のパソナという会社がありました。経済財政諮問会議の議長としてこれを先導した竹中平蔵元経済財政担当相（現、慶大教授）は、このパソナグループの会長になっています。その竹中さんが産業競争力会議の民間議員として、

「規制改革が二丁目一番地で重要」と主張するのは当然でしょう。

第3に、労働時間管理の緩和です。これについては「ホワイトカラー・エグゼンプションの欧米国並み適用」や裁量労働制の適用拡大などが検討課題になっています。一定の収入以上のホワイトカラー職員を労働時間管理の適用除外にすることは、第1次安倍内閣（2007年）の時にも提起され、結局は法案提出が断念されました。参院選への悪影響を懸念したからです。今回も7月に参院選がありますので、この問題は「骨太の方針」に盛り込まれないようです。しかし、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入は使用者側の悲願であり、常に浮かんでは消えてきました。参院選の結果如何では、再浮上する可能性があります。

日本が「ブラック社会」に？

このような「規制改革」は、労働者の働き方にどのような影響をもたらすのでしょうか。これについては、すでに小泉構造改革以来の実例があります。

第1に、不安定就労の拡大と雇用の不安定化です。解雇規制の緩和や解雇の金銭解決は働く人々の地位を極めて不安定にするでしょう。地域や職務を限定した「限定正社員」は、期限が明示されない有期雇用にはかなりません。職場の閉鎖や職務の終了を理由に、簡単に雇い止めが可能になるからです。

第2に、職場の荒廃と労働組合の弱体化です。クビをきられて裁判で勝利しても、元の職場には戻れなくなります。労働組合の役員などを狙い撃ちにして解雇し、金銭による補償という形で追い出すことが可能になり、労働組合の活動はさらに弱体化するでしょう。

第3に、「ブラック会社」の合法化と日本全体の「ブラック社会」化です。「電機リストラ」や隔離してろくな仕事を与えず自己都合退職に追い込む「追い出し部屋」のような手荒なやり方は、雇用が柔軟化されれば必要なくなります。3年以内に職場を去る若者の働き方は、日本の労働者全体の標準的な姿になってしまいかもしれません。

第4に、過労死や過労自殺の拡大とメンタルヘルス不全の深刻化です。日本における労働時間規制はいまでも極めて不十分で、「三六協定」や「サービス残業」などによる抜け穴もあり、労働者の健康問題は深刻化しています。規制緩和ではなく、逆に残業時間の上限を定めたり、就業から翌日の始業までに一定の休息時間を確保するインターバル休息を義務付けるなどの規制強化こそ必要なのです。EU（欧州連合）では、継続した11時間以上の休息時間を取る規定があります。

第5に、少子化や消費不況などの社会問題の拡大です。以上に見たように、働く人々の困難は解決されるどころか、日本における労働の劣化はさらに深刻になるでしょう。賃金が低下して労働条件が悪化すれば、家庭を持つこともできず、ものを買うこともできません。消費不況は続き、経済の停滞から抜け出すことも難しくなります。

【論巧】 労働規制緩和が社会を壊す

「人間らしい労働」を

今回の労働の規制緩和には、現に生じている問題を解決するという視点はなく、いかにして経済の成長を図るか、そのために、どのようにして企業の便宜を図るかという「上から目線」しかありません。これでは、この間に生じてきた非正規労働者の増大や貧困化、格差の拡大という問題を解決できないでしょう。

そろそろ、気づいても良いのではないのでしょうか。ひたすらコストを削減して目先の利益を上げようとし、労働者を使い捨てにしてきたことが技術力や競争力を弱めて企業の存立基盤を崩してきたということ、少子化や消費不況など、日本社会が抱えている問題の多くは、この間の誤った施策や規制緩和の集大成として生じているのだということに……。

いま求められているのは、規制を緩和することではありません。規制を強化することによって労働者を守り、働きやすい職場環境を整備し、人間らしい労働（ディーセントワーク）を実現することです。この日本を、「世界で一番労働者が働きやすい国」とするために……。